

平成22年12月14日

# 教育警察常任委員会資料

## 付託議案審査

議案第43号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例  
の一部を改正する条例案

【資料1】 ----- 1頁

## 所管事項報告

(重点調査)

\* 三重県暴力団排除条例の施行に向けた取組みについて

【資料2】 ----- 4頁

\* 犯罪情勢について

【資料3】 ----- 5頁

\* 交通事故の発生状況と英語による運転免許学科試験  
の実施状況について

【資料4】 ----- 7頁

\* 「三重県警察政策大綱」の策定について

【資料5】 ----- 8頁

三重県警察本部

## 【議案第43号】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する  
条例案について

## 1 改正理由

最近の風俗環境の変化を踏まえ、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持するとともに、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第168号）

が、平成22年7月9日に公布され、店舗型性風俗特殊営業として規制される営業へ「出会い系喫茶営業」が追加され、平成23年1月1日から施行されることとなった。

これを受けて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和39年三重県条例第75号。以下「施行条例」という。）の規定を整備するものである。

## 2 改正内容

## (1) 追加の規制

ア 店舗型性風俗特殊営業の禁止地域（条例第10条）

- ・ 出会い系喫茶営業の禁止地域は、県内全域とするものとする。

イ 店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限（条例第11条）

- ・ 出会い系喫茶営業は、県内全域において、深夜（午前零時から日出時までの時間）これを営んではならないものとする。

## (2) その他規定の整備

施行条例第3条に規定する「風俗営業の許可に係る営業制限地域」について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第6条第2号の規定に基づき施行条例を整備するものとする。

## 3 施行期日

改正施行条例は、平成23年1月1日から施行予定

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の施行日と同日）

改正案

現行

(風俗営業の許可に係る営業制限地域)  
 第三条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

(風俗営業の許可に係る営業制限地域)  
 第三条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

一 (略)  
 二 前号に規定するもののほか、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五に規定する病院若しくは診療所(患者を入院させるための施設を有しないものを除く。)(第九条において「病院等」という。)、図書館法(昭和二十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する図書館、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設又は都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項第一号に規定する公園のうち都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第二条第一項第一号に規定する都市公園であつて三重県公安委員会規則で定めるもの(第九条において「特定公園」という。)(敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。))から次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の中欄に掲げる営業ごとに、同表の下欄に掲げる距離以内の地域(別表第一に掲げる区域を除く。)

一 (略)  
 二 前号に規定するもののほか、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五に規定する病院若しくは診療所(患者を入院させるための施設を有しないものを除く。)(第九条において「病院等」という。)、図書館法(昭和二十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する図書館、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設又は都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項第一号に規定する公園のうち都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第二条第一項第一号に規定する都市公園であつて三重県公安委員会規則で定めるもの(第九条において「特定公園」という。)(敷地から次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の中欄に掲げる営業ごとに、同表の下欄に掲げる距離以内の地域(別表第一に掲げる区域を除く。)

|                                |                      |        |
|--------------------------------|----------------------|--------|
| 都市計画法第二章の規定により定められた商業地域に設ける営業所 | 法第二条第一項第一号から第七号までの営業 | 七十メートル |
|                                | 法第二条第一項第八号の営業        | 五十メートル |
| その他の地域に設ける営業所                  | 法第二条第一項第一号から第七号までの営業 | 百メートル  |
|                                | 法第二条第一項第八号の営業        | 七十メートル |

|                                |                      |        |
|--------------------------------|----------------------|--------|
| 都市計画法第二章の規定により定められた商業地域に設ける営業所 | 法第二条第一項第一号から第七号までの営業 | 七十メートル |
|                                | 法第二条第一項第八号の営業        | 五十メートル |
| その他の地域に設ける営業所                  | 法第二条第一項第一号から第七号までの営業 | 百メートル  |
|                                | 法第二条第一項第八号の営業        | 七十メートル |

(店舗型性風俗特殊営業の禁止地域)

第十条 店舗型性風俗特殊営業は、次の表の上欄に掲げる営業の区分ごとに、同表の下欄に掲げる区域又は地域においては、これを営んではならない。

| 営業の区分                                                                                                                 | 区域又は地域     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 法第二条第六項第一号の営業及び同項第二号の営業                                                                                               | 別表第三に掲げる区域 |
| 法第二条第六項第四号の営業<br>(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)第三条第二項各号のいづれかに該当する構造を有する個室を設ける同条第一項第二号に掲げる施設において営む営業に限る。) | 別表第四に掲げる区域 |
| 法第二条第六項第三号の営業、別表第一に掲げる同項第四号の営業(前項に該当する区域以外の地とする営業を除く。)及び同項第五号の営業                                                      | 県内全域       |

(店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限)

第十一条 法第二条第六項第一号の営業、同項第二号の営業又は同項第六号の営業は、県内全域において、深夜(午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。)これを営んではならない。

2 (略)

(店舗型性風俗特殊営業の禁止地域)

第十条 店舗型性風俗特殊営業は、次の表の上欄に掲げる営業の区分ごとに、同表の下欄に掲げる区域又は地域においては、これを営んではならない。

| 営業の区分                                                                                                                 | 区域又は地域     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 法第二条第六項第一号の営業及び同項第二号の営業                                                                                               | 別表第三に掲げる区域 |
| 法第二条第六項第四号の営業<br>(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)第三条第二項各号のいづれかに該当する構造を有する個室を設ける同条第一項第二号に掲げる施設において営む営業に限る。) | 別表第四に掲げる区域 |
| 法第二条第六項第三号の営業、別表第一に掲げる同項第四号の営業(前項に該当する区域以外の地とする営業を除く。)及び同項第五号の営業                                                      | 県内全域       |

(店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限)

第十一条 法第二条第六項第一号の営業又は同項第二号の営業は、県内全域において、深夜(午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。)これを営んではならない。

2 (略)

## 三重県暴力団排除条例の施行に向けた取組みについて

### 1 三重県暴力団排除条例の施行に向けた広報啓発活動

本年10月22日に制定された三重県暴力団排除条例の施行に向け、関係部局、関係団体と連携を図り、広報啓発活動を下記のとおり推進しています。

今後も引き続き、施行に向けたキャンペーンを始めとした広報啓発活動を積極的に推進していくこととしています。

|                  |                                        |
|------------------|----------------------------------------|
| 主<br>な<br>活<br>動 | ① テレビ、ラジオ等のマスメディアを通じた広報                |
|                  | ② 三重県及び三重県警察ホームページへの登載                 |
|                  | ③ ポスター及びチラシの作成                         |
|                  | ④ 地域・職域暴力団排除組織の各種会合における講演              |
|                  | ⑤ 旅館事業者、飲食店事業者及び不動産事業者を対象とした個別説明会の随時開催 |
|                  | ⑥ 電光掲示板を利用した広報                         |
|                  | ⑦ 官公庁や各種業界の刊行物への掲載依頼                   |
|                  | ⑧ 交番、駐在所が作成するミニ広報紙への掲載                 |
|                  | ⑨ 相談電話の広報                              |

### 2 市町における暴力団排除条例の制定

#### (1) 制定の必要性

三重県が一体となり「社会対暴力団」の構図を実現していくためには、県条例の施行だけでは未だ十分とは言えず、このため、より地域に密着した地方公共団体であるすべての市町において、その地域の実情に応じた暴力団排除条例が必要となります。

具体的には、県条例では、暴力団への「人の供給の遮断」と「金（資金）の供給の遮断」に着目した規定が整備されたところではありますが、とりわけ、

- 青少年に対する学校教育等の推進（第15条）
- 不当要求行為に対する措置（第7条）
- 公共工事等事務及び事業における措置（第8条）
- 公共施設の利用制限（第9条）

等に関しては、県条例での規定に加え、市町条例においても規定していただく必要があるものと考えています。

#### (2) 取組み状況

管轄警察署長等による各首長等に対する依頼を始め、各市町の担当者に対する暴力団排除条例に関する説明会を開催したほか、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において、市町条例の必要性等の説明と県条例の施行に合わせた早期の制定を依頼してきました。

こうした取組みにより、現在、すべての市町において、県条例の施行時期に合わせて制定、施行できるよう取り組んでいただいています。

## 犯 罪 情 勢 に つ い て （10月末現在）

### 1 刑法犯

|           | 認知件数          | 検挙件数        | 検挙人員       | 検挙率   |
|-----------|---------------|-------------|------------|-------|
| 平成22年1-10 | 19,803        | 5,457       | 2,770      | 27.6% |
| 平成21年1-10 | 21,874        | 5,105       | 2,831      | 23.3% |
| 増減数(率)    | -2,071(-9.5%) | +352(+6.9%) | -61(-2.2%) | +4.3P |

- 本年10月末現在の刑法犯認知件数は19,803件で、前年同期と比べ2,071件、率にして9.5%減少しています。
- 検挙件数は5,457件で、前年同期と比べ352件、率にして6.9%、検挙率は27.6%で、前年同期と比べ4.3ポイントそれぞれ増加しています。

### 2 凶悪犯

|           | 認知件数        | 検挙件数        | 検挙人員        | 検挙率   |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 平成22年1-10 | 47          | 36          | 34          | 76.6% |
| 平成21年1-10 | 72          | 50          | 48          | 69.4% |
| 増減数(率)    | -25(-34.7%) | -14(-28.0%) | -14(-29.2%) | +7.2P |

※ 凶悪犯：殺人・強盗・放火・強姦

- 本年10月末現在の凶悪犯の認知件数は47件で、前年同期と比べ25件、率にして34.7%減少しています。
- 検挙件数は36件で、前年同期と比べ14件、率にして28.0%減少し、検挙率は76.6%で前年同期と比べ7.2ポイント増加しています。

### 3 振り込め詐欺

|           | 認知件数        | 被害金額              |
|-----------|-------------|-------------------|
| 平成22年1-10 | 40          | 約1,840万円          |
| 平成21年1-10 | 104         | 約7,490万円          |
| 増減数(率)    | -64(-61.5%) | -約5,650万円(-75.4%) |

※ 振り込め詐欺：オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺

- 本年10月末現在の認知件数は40件で、前年同期と比べ64件、率にして61.5%、被害額は1,840万円の前年同期と比べ約5,650万円、率にして75.4%それぞれ減少しています。

#### 4 組織犯罪の状況

##### (1) 暴力団勢力

本年6月末現在の暴力団勢力は、37団体1,050人となっています。

##### (2) 暴力団犯罪

|           | 検 挙 人 員   |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
|           |           | うち刑法犯     | うち特別法犯    |
| 平成22年1-10 | 204       | 149       | 55        |
| 平成21年1-10 | 196       | 145       | 51        |
| 増減数(率)    | +8(+4.1%) | +4(+2.8%) | +4(+7.8%) |

- 本年10月末現在の検挙人員は204人で、前年同期と比べ8人、率にして4.1%増加しており、刑法犯が149人で、全体の73.0%を占め、特別法犯が55人で、27.0%を占めています。

##### (3) 銃器・薬物犯罪

|           | けん銃押収状況    |       | 薬物犯         |             |
|-----------|------------|-------|-------------|-------------|
|           | 押収数        | うち暴力団 | 検挙人員        |             |
|           |            |       |             | うち暴力団       |
| 平成22年1-10 | 10         | 2     | 136         | 62          |
| 平成21年1-10 | 9          | 2     | 121         | 50          |
| 増減数(率)    | +1(+11.1%) | ±0(－) | +15(+12.4%) | +12(+24.0%) |

- 本年10月末現在のけん銃押収状況は10丁で、前年同期と比べ1丁、率にして11.1%増加しています。
- 本年10月末現在の薬物犯検挙状況は136人で、前年同期と比べ15人、率にして12.4%増加しています。

#### 5 来日外国人犯罪

|           | 検 挙 人 員     |             |             |
|-----------|-------------|-------------|-------------|
|           |             | うち刑法犯       | うち特別法犯      |
| 平成22年1-10 | 126         | 87          | 39          |
| 平成21年1-10 | 200         | 148         | 52          |
| 増減数(率)    | -74(-37.0%) | -61(-41.2%) | -13(-25.0%) |

- 本年10月末現在の来日外国人犯罪の検挙人員は126人で、前年同期と比べ74人、率にして37.0%減少しています。
- 検挙人員のうち刑法犯が87人で、全体の69.0%を占め、特別法犯が39人で、31.0%を占めています。

## 交通事故の発生状況と英語による運転免許学科試験の実施状況について

## 1 交通事故発生状況

## (1) 平成22年11月末(概数)

|       | 総件数    | 人身事故件数 |      | 死者数  | 負傷者数   | 物損事故件数 |
|-------|--------|--------|------|------|--------|--------|
|       |        |        | 死亡事故 |      |        |        |
| 平成22年 | 57,336 | 10,251 | 110  | 119  | 13,573 | 47,085 |
| 平成21年 | 54,858 | 10,306 | 92   | 95   | 13,768 | 44,552 |
| 増減    | 2,478  | -55    | 18   | 24   | -195   | 2,533  |
| 率     | 4.5    | -0.5   | 19.6 | 25.3 | -1.4   | 5.7    |

## (2) 交通死亡事故の特徴

- ① 高齢死者が多く、その構成率が高い  
⇒119人中 64人：53.8% (前年対比+10人)
- ② 悪質危険違反による死亡事故が依然として多い(原付以上の第1当事者)  
⇒105件中 28件：26.7% (前年対比+5件)
- ③ 交通弱者(歩行者、自転車利用者)の死者が多い  
⇒119人中 45人(歩行者33人、自転車12人)：37.8% (前年対比±0人)
- ④ シートベルトの非着用死者が多い  
⇒58人中 31人：53.4% (前年対比-12.4%)
- ⑤ 安全不確認等の漫然運転による死亡事故が多い(原付以上の第1当事者)  
⇒105件中 77件：73.3% (前年対比+15件)

## (3) 交通死亡事故抑止対策の推進

子どもや高齢者を重点対象とした交通安全教育や広報啓発活動を推進するとともに飲酒運転や最高速度違反などの交通事故に直結する悪質危険違反に対する取締りの強化、信号機・横断歩道などの交通安全施設の整備の推進するほか、本県の交通死亡事故の特徴を踏まえた4S対策を引き続き推進する。

- ① 高齢者の交通事故防止対策(シルバー対策)
- ② シートベルト着用促進対策(シートベルト対策)
- ③ 飲酒運転根絶対策(サケ対策)
- ④ 速度抑制対策(スピード対策)

## 2 英語による運転免許学科試験の実施状況

## (1) 導入後7か月の実施状況

本年4月1日から英語による学科試験が実施され、10月までの7か月間に延べ452人が受験し、うち36人が合格(仮運転免許を含む)している。(合格率8.0%)

ア 受験者数は、実施当初の4、5月に比べ増加傾向にある。

|      | 4月    | 5月   | 6月   | 7月   | 8月   | 9月   | 10月  | 合計   |
|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 受験者数 | 20    | 44   | 64   | 74   | 93   | 86   | 71   | 452  |
| 合格者数 | 3     | 4    | 3    | 7    | 8    | 5    | 6    | 36   |
| 合格率  | 15.0% | 9.1% | 4.7% | 9.5% | 8.6% | 5.8% | 8.5% | 8.0% |

イ 国籍別では、フィリピン217人(合格率9.2%)と最も多く、次いでブラジル173人(同7.5%)の順である。

| 国籍   | ブラジル | 中国 | ペルー  | フィリピン | ボリビア | その他   |
|------|------|----|------|-------|------|-------|
| 受験者数 | 173  | 0  | 21   | 217   | 14   | 27    |
| 合格者数 | 13   | 0  | 0    | 20    | 0    | 3     |
| 合格率  | 7.5% | —  | 0.0% | 9.2%  | 0.0% | 11.1% |

ウ 年齢別では、20歳代194人(合格率9.8%)が最も多く、次いで30歳代136人(同9.6%)の順である。

| 年齢   | 10歳代 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳以上 |
|------|------|------|------|------|------|-------|
| 受験者数 | 9    | 194  | 136  | 83   | 30   | 0     |
| 合格者数 | 0    | 19   | 13   | 2    | 2    | 0     |
| 合格率  | 0.0% | 9.8% | 9.6% | 2.4% | 6.7% | 0.0%  |

## (2) 他県の実施状況

英語による学科試験は、47都道府県で実施しており、英語以外の学科試験は中国語…4府県(宮城県、京都府、徳島県、熊本県)、韓国語…1県(徳島県)で実施している。



## 「三重県警察政策大綱」の策定について

### 1 策定目的

三重県警察が抱える喫緊の課題又は中長期的な視野から対処していく必要のある課題について、おおむね5年を目途に戦略的かつ効果的に推進していく必要のある施策を「三重県警察政策大綱」（以下「大綱」という。）として体系的に整理し、大綱に掲げる諸施策を着実に推進し、地域社会における絆の再構築と規範意識の向上等による治安再生を図ることにより、「県民とともに築く安全で安心な三重」を実現することを目的とする。

### 2 大綱の構成と特徴点

#### 【構成】

|            |                    | 大項目 | 中項目 | 小項目 |
|------------|--------------------|-----|-----|-----|
| 7つの<br>課 題 | 第1 身近な犯罪に強い社会の構築   | 7   | 28  | 113 |
|            | 第2 広域化する組織犯罪への対処   | 7   | 22  | 66  |
|            | 第3 安全かつ快適な交通の確保    | 4   | 12  | 38  |
|            | 第4 テロ・緊急事態等への対処    | 2   | 9   | 23  |
|            | 第5 精強な初動警察態勢の確立    | 3   | 9   | 30  |
|            | 第6 警察活動を支える基盤の整備   | 3   | 12  | 41  |
|            | 第7 県民の信頼にこたえる警察の確立 | 3   | 11  | 25  |
| 計          |                    | 29  | 103 | 336 |

#### 【特徴点】

- ① おおむね5年という中長期的な視野から策定
- ② 関係各課が部門の枠を超えた横断的な施策として整理、体系化
- ③ 各課題ごとに目標を設定
- ④ 三重県特有の治安事情を踏まえた施策を網羅

### 3 主な施策

- ① 自主防犯活動団体への情報・物品提供等による支援の充実（課題1）
- ② 「出会い系喫茶営業」規制のための条例の改正（課題1）
- ③ 少年の立ち直り支援活動の推進（課題1）
- ④ 三重県暴力団排除条例等に基づく暴力団の排除（課題2）
- ⑤ 高齢者等に対する交通安全教育などによる交通死亡事故等の抑止（課題3）
- ⑥ 交通管制システムの充実による交通流の整序化（課題3）
- ⑦ 警備計画の継続的な見直しなどによる大規模災害等緊急事態への対処（課題4）
- ⑧ 新通信指令システムの構築・整備（課題5）
- ⑨ 客観的な証拠の収集方法の整備強化（課題5）
- ⑩ 大量退職期における優秀な人材の確保と若手警察官の早期戦力化（課題6）
- ⑪ 警察活動の拠点である警察施設の計画的な整備（課題6）
- ⑫ 社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりの機運の醸成（課題7）

### 4 不断の検証と見直し

大綱は、現下の厳しい治安情勢を踏まえ策定したものであるが、諸施策の推進状況について、不断の検証を行うとともに、必要な見直しを図っていくこととする。